

監査公表第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年7月29日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
市民病院経営管理部
総務企画課、医事課、医療情報室

第3 監査に当たった監査委員
夏目道弘
中西宏彰

第4 監査の期間
令和6年6月17日～令和6年7月25日

第5 監査の方法
令和6年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る令和5年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、現金の管理状況等について確認するため、現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

市民病院経営管理部

【総務企画課・医事課・医療情報室】

意見

- 1 令和6年3月に策定された「新城市民病院経営強化プラン」に対して、滑り出しは順調に思われる。今後も厳しい状況が想定されているが、経営改善の努力を続けていただきたい。
- 2 救急医療に対応する総合診療科の医師が減少した。救急車の受入れに繋がる重要な診療科であり、医師確保に努めていただきたい。
- 3 豊橋、豊川などの南部医療圏にある医療機関や新城市医師会所属の開業医との連携を強化し、市民の医療ニーズに応えていけるようにしていただきたい。
- 4 病院施設の老朽化に伴い、再整備の検討が進められている。建設場所や財源など、解決しなければならない多くの問題がある。市民の理解を得ながら、慎重に事業を進めていただきたい。